

三條市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		1,176単位		日割の場合 ÷ 30.4日	39	1日につき		
A2	1221	訪問型独自サービス／ 212		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		2,349単位		日割の場合 ÷ 30.4日	77	1日につき		
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		3,727単位		日割の場合 ÷ 30.4日	123	1日につき		
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を 定める場合 (1月につき3,727単位を 超えない)	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287	1回につき		
A2	2521	訪問型独自サービス／222		(2)生活援助が中心である場合	287単位					
A2	2631	訪問型独自サービス／223			179単位		(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		(3)短時間の身体介護が中心である場合		220単位	(二)所要時間45分以上の場合		220	
				163単位			163			
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置 未実施減算	イ 1週当たりの標準 的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき		
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき		
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213		(3)1週に2回を超える程度 の場合	37単位減算	-37	1月につき			
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		ロ 1月当たりの回数 を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222			(2)生活援助が中心である 場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算		-2
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223				(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算		-2
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用 者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき		

三條市訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表(令和6年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算(1月に1回を限度)	50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算	